

[施策名⑱消防基準、建築基準等] (ガス事業法)

官庁営繕部設備課

## ガス内管工事における工事店の選択機会の拡大と 施工業者間における価格競争の促進

### ○施策の概要、進捗状況、継続性

(概要)

- ・ 指定工事店指定基準の明確化・合理化及び周知
- ・ 消費機器の設置に伴うような簡易なガス工事について、需要家の工事店選択機会の拡大

(進捗状況)

平成8年12月5日付け行政改革委員会規制緩和委員会報告中のガス指定工事店制度に関する指摘事項について、ガス事業者に通知した。

(継続性)

施行後、将来にわたり効果が継続する。

### ○施策の効果

(効果)

給湯器などのガス消費機器の設置に伴うような簡易なガス工事について、需要家の工事店選択機会の拡大を図るため、必要な知識・技能を有する者であれば一定の条件の下、直接工事を請け負うことが可能となった。これにより、競争原理が導入され、工事における機器・材料費及び労務費の縮減が見込まれる。

(縮減額)

営繕工事において、本施策の適用事例はない。

### ○イメージ図

